（案）

令和８年 11 月４日

㊞

岡山地方最低賃金審議会
　会　長　　西田　和弘　殿

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最　低　賃　金　専　門　部　会
部会長　　佐々木　裕子

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月３日及び７月 30 日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡　山　地　方　最　低　賃　金　審　議　会
岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部　会　長	佐々木　裕　子	特定社会保険労務士
部会長代理	國　光　　類	岡山商科大学経済学部 准教授
	岡　山　一　郎	(株)山陽新聞社 論説委員会客員論説委員

労働者代表委員

	坂　手　健一郎	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員
	藤　野　博　章	オムロン労働組合 Aratas 支部 執行委員
	村　上　達　哉	オムロン労働組合Aratas支部 執行委員長 電機連合山陰地方協議会岡山地域協議会 事務局長

使用者代表委員

	池　田　　聡	(株)岡山村田製作所 管理部人事課　シニアマネージャー
	長　江　泰太郎	山陽電研(株) 常務取締役
	錦　織　勝　輝	ナカシマホールディングス(株) 理事

別　紙

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域
　岡山県の区域

２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業
（２）電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
（３）情報通信機械器具製造業
（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間１，１４７円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　法定どおり

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過

会　　議　　等	年　月　日	内　　容
第５２０回 岡山地方最低賃金審議会	令和８年 ７月３日	１　改正決定の必要性の有無について諮問
第５２１回 岡山地方最低賃金審議会	令和８年 ７月３０日	１　改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 ２　専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和８年 ７月３０日	締　切 令和８年８月２０日
専門部会委員の任命	令和８年 ９月１日	
第１回　専門部会	令和８年 ９月１４日	１　部会長及び同代理の選任 ２　今年度の審議の進め方 ３　改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和８年 ９月１４日	締　切 令和８年１０月５日
第２回　専門部会	令和８年 １０月２０日	１　最低賃金額の審議
第３回　専門部会	令和８年 １１月４日	１　最低賃金額の審議（結審）